

1. 緊急安全点検の実施結果

対象事業者数	922
長期休業等の理由で事業再開の目途が立っていない事業者数	101
連絡がつかず営業実態がないと思われる事業者数	31
実施事業者数	790

不備があった事業者数	162
〈不備事項別の内訳〉	
・過去の運航時において、船舶運航中に運航管理者又は運航管理者代行が不在	2
・運航記録簿の記載不備(発航中止の判断の不記載等)	52
・定点連絡の未実施、記録不記載	16
・発航前点検、陸上施設点検簿等の不記載	24
・安全教育・訓練の未実施、記録不記載	40
・安全管理規程の備付け不備(最新版でない、船内に備え置きされていない 等)	40
・非常連絡表内容未更新、氏名未記載等	32
・約款、旅客向け事項等掲示物の未掲示等	23
・救命設備等の破損劣化(救命浮環の反射材の剥がれ 等)	23
・救命設備の表示、積み付け方法が不適切	13
・救命設備の船名、船籍港等の非表示	24
・消防防火設備不備(消火器の未整備、消火器の設置場所が不適切 等)	12
・その他不備等(アルコール検知器未導入、速力基準の掲示場所が不適切 等)	45

※1 緊急安全対策対象事業者は、緊急安全点検対象事業者の内数である。

※2 事業者で複数の不備を指摘した場合があるため、合計数は一致しない。

※3 上記の不備については、すでに是正されている又は是正方針が示されている。

2. 携帯電話に係る検査の確実な履行

小型旅客船事業者の運航する小型旅客船の隻数	1,425
・航路全体が携帯電話の通信エリア図でカバーされ常時通信可能となるよう変更した隻数	33